

令和7年度 館林市障がい者総合支援センター事業計画

I 基本方針

当センターでは、館林市の指定管理施設、地域に根ざした施設としての役割を認識し、障がい関係法令、館林市条例、障がい関係計画等に則り、障がいを持つ子どもから大人まで、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、利用者一人ひとりの心身の状況、その置かれている環境などに応じた適切なサービスの提供を目指して、次の方針により事業を運営する。

「地域」

1 地域とのきずなを大切にし、開かれた施設を目指します。

「支援」

2 一人ひとりの思いやニーズに寄り添い、より良いサービスを提供します。

「職員」

3 専門分野の知識や技術を学び、スキルアップを目指します。

4 笑顔を絶やさず、活気あふれる施設にしようぜ。

II 事業内容

館林市からセンターの管理運営を委任された指定管理者として、社会福祉法第2条第3項で定義する第二種社会福祉事業について、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域活動支援センター事業を実施するほか、社会福祉法第26条に定める公益事業として在宅重度心身障害者等デイサービス事業を行う。

また、希望する利用者に対し、給食サービスとして昼食の提供を行う。

1 在宅重度心身障がい者等デイサービス事業

法に基づく障がい福祉サービス事業所等への通所が困難な者に対し、日常生活訓練、機能訓練、養護等を行うことにより、重度心身障がい者等の地域生活を援助するとともに、その介護を行うご家族の負担軽減を図る。

2 地域活動支援センター

地域社会における障がい者の生活が充実できるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る。

3 児童発達支援事業

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、社会性・人間関係の形成、集団生活への適応訓練などを行う。児童の発達等の状況、ご家族の意向を把握し、児童一人ひとりのニーズに応じた目標を設定することにより、より良い支援が行える個別支援計画書を作成する。その計画に基づき、実行・評価・改善を行い次の支援に活かしていく。

4 放課後等デイサービス事業

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などを行う。心身ともに変化の大きい年代の子どもであるため、個々の発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で個別支援計画書を作成する。計画に沿って適切な支援を実施し、学校卒業後に安心して社会生活を送れるよう自立支援と日常生活の充実の為の活動を行う。

5 障がい者（児）に関する相談支援事業

障がい者（児）やご家族からの障がい福祉に関する相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、障がい福祉サービスや障害児通所支援等を適切に利用するための計画を作成する。

6 給食サービス

食材の安全確保、厨房内外の衛生管理を徹底し、希望する利用者へ食事の提供を行う。

Ⅲ 本年度の重点的取組と数値目標

1 在宅重度心身障がい者等デイサービス事業

- (1) 連絡帳や保護者会等を通じ、家族の思いに寄り添い、悩みや心配事に対し、助言・提案をしていく。また、保護者同士が共有できる場の提供をするとともに、助言・提案をしていく。さらに、利用者の将来や親亡き後の支援について相談事業と連携を図りながら情報提供していく。
- (2) 作業療法を導入したリハビリテーションの実施やレク活動（工作やゲーム）などを通し、楽しみながら手指足の機能の維持・向上に努め、日常生活動作の向上により、ご家族の負担軽減へ繋げる。
- (3) 高次脳機能障がいや発達障がい、難病など幅広い知識を習得し、サービスを提供する。

2 地域活動支援センター

- (1) 創作的活動では、絵画・陶芸など外部講師による講座を定期的に取り入れる。
- (2) 利用者の状態変化や保護者の意向等を反映した個別支援計画の作成に努め、利用者個々のニーズに応じた支援を行う。作業を通し就労意欲を高め就労系サービスへの移行支援や、親亡き後を見据えた入所系サービスへの移行支援に対応する。
- (3) 季節的行事、レクリエーション、地活カフェ等を通し集団活動の中で様々な体験を積み、社会能力・生活能力の向上を図る。
- (4) 公園駐車場の除草作業やパンジーの栽培活動を通じ、地域に貢献し地域住民の一員としての意識を高める。

3 児童発達支援事業

- (1) 保育園、こども園と交流保育を再開し、利用児が地域社会と関わり、様々な経験・刺激を受ける機会を作る。
- (2) 集団活動では児童同士の関わりを持ちながら社会性や基本的なルール等を身に付ける支援を行うほか、リズムやサーキット等の粗大運動で体幹機能の向上を図っていく。
- (3) 個別活動では障がい特性を理解し、それぞれに合った支援方法で生活動作の習得や発語表出の促進、感覚障がいに対する支援を行う。
- (4) ご家族が児童の発達を心配する気持ちを理解し安心して子育てができるよう働きかけるとともに、ご家族の負担を軽減できるようご家族に寄り添った支援をしていく。
- (5) 幼稚園・保育園等との併用児童に対して連携会議等を行い、情報共有して統一した支援をする。
- (6) 医療的ケア児の受け入れ体制を整え、様々なケアが必要な利用者を受け入れていく。

4 放課後等デイサービス事業

- (1) 学校卒業後を見据え、社会生活に必要な能力を身に付けられるよう、様々な体験する機会を作り個別課題に対応した支援を行う。
- (2) 学校や併用している事業所との連携を密にし、利用する児童の状態や支援の方法、留意点等の情報共有を図り、一貫した支援内容を確保する。
- (3) 活動プログラムについてPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを繰り返し、支援と職員質の向上を図る。

5 障がいに関する相談支援事業

- (1) 基幹相談支援センター設置に向けた協議に参画する。OJT等を通して、相談支援従事者の人材育成や相談支援事業所の強化に努める。
- (2) 医療的ケア児等の支援について、保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整。医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療

的ケア児等及びその家族をつなぐ。

- (3) 困難ケースについては、特定の事業所や相談員だけで抱えず、地域課題として関係機関と連携を図り解決に努める。

6 給食サービス

- (1) 各事業との連絡を密にして、一人ひとりの年齢、状態にあった食事サービスを心掛ける。
(2) 保護者の意見を取り入れた食育活動として、食事参観の機会を設ける。

7 中長期的運営

法人中長期計画を一人ひとりの職員に理解・浸透させるため、周知を徹底するとともに、中長期計画の各取組について積極的に推進する。

8 地域貢献活動の推進

(1) 地域貢献活動の方針

障がい者施設、館林市の指定管理施設として、地域に根付き、地域の方々と手をつないで、地域福祉の向上に貢献できるような活動に積極的に取組む。

(2) 重点的取組

ア 地域の方々、保護者、利用者に参加いただく防災訓練や防災食の試食を実施し、防災知識と防災意識の向上を図っていく。

イ 福祉避難所として、地域の「要配慮者」の円滑な受入れができるよう、館林市と協議を進める。

ウ 館林市教育委員会が推進する「ながら見守りボランティア」に協力する取り組みとして、当センター利用者の送迎に合わせて、下校途中の地域の子供たちの見守り活動（防犯パトロール）を実施し、地域の安全安心なまちづくりに貢献する。

エ 熱中症予防におけるセーフティネットとなるよう、熱中症発症者の休憩や救急車の要請を行う事業所として登録し、熱中症発症へ迅速な対応を行う。

オ 当センターが所在する多々良地域内の自治会のニーズを踏まえ、地域の清掃活動や環境保全活動、健康促進活動等への積極的な参加を通じ、高齢化が進む当地域のまちづくりに貢献する。

カ 館林高等特別支援学校からの就業体験や清掃校外実習などを積極的に受入れて、生徒の卒業後の社会的自立に協力するほか、福祉専門職を目指す学生の実習を受け入れて、地域における福祉人材の育成にも貢献する。

キ 知的障がい、自閉症、発達障がいや認知症の方々には有効とされているスヌーズレン（多感覚刺激）を応用し、県立多々良沼公園事務所と連携して、多々良沼公園を飾るイルミネーションやワークショップイベント等を開催する。

ク 令和6年度から再開した地活センター栽培の花苗（パンジー）について、館林センターの周知・理解を深めるため独自のネーミングを付け販売するとともに、事業団の地域貢献「地域を花いっぱい」事業へ提供し、地域の緑化活動推進を図る。

9 新型コロナウイルス対策

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」等に則り、基本的な感染症対策を徹底し、利用者及び職員の体調管理にも留意しながら安全安心な障がい福祉サービスの提供に努める。

10 数値目標

実施事業	定員	目標値(稼働率)
在宅重度心身障がい者等 デイサービス事業	10名	24.5%
地域活動支援センター	20名	60.0%
児童発達支援事業	10名	75.0%

放課後等デイサービス事業	10名	64.5%
相談支援事業	—	受付件数 1,300件以上 請求件数 600件以上